

平成30年 7 月24日
阪神水道企業団
総務部総務課契約係

阪神水道企業団総合評価方式実施に伴う低入札価格調査手続要綱の一部改正
及び阪神水道企業団総合評価方式の手引きに関するお知らせ

下記のとおり、阪神水道企業団総合評価方式実施に伴う低入札価格調査手続要綱の一部改正及び阪神水道企業団総合評価方式の手引きを作成しましたのでお知らせします。

詳細は阪神水道企業団ホームページの「入札・契約情報 - 各種基準・マニュアル」をご覧ください。

記

1. 阪神水道企業団総合評価方式実施に伴う低入札価格調査手続要綱の一部改正

新旧対照表

改正後	改正前
(失格基準価格) 第5条 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の85、共通仮設費の額に100分の70、現場管理費の額に100分の70、一般管理費の額に100分の55及び主要機器費の額に100分の85を乗じて得た額の合算額とする。 <u>ただし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合</u> にあつては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。	(失格基準価格) 第5条 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の75、共通仮設費の額に100分の70、現場管理費の額に100分の60、一般管理費の額に100分の30及び主要機器費の額に100分の67.5を乗じて得た額の合算額とする。

2. 阪神水道企業団総合評価方式の手引き